

◎ 地方創生の観点から、中高年齢者が希望に応じて地方や「まちなか」に移り住み、地域の住民（多世代）と交流しながら、健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができる地域づくりを目指す。

## 1. 中高年齢者の希望に応じた住み替えの支援

- ・東京圏等大都市から地方への移住にとどまらず、地域内で近隣から「まちなか」に住み替えるケースも想定。
- ・入居者は、中高年齢期の早めの住み替えや地域での活躍を念頭に置き、50代以上を中心。
- ・移住希望者に対し、きめ細やかな支援（事前相談、お試し居住など）を展開。

## 2. 「健康でアクティブな生活」の実現

- ・健康時からの入居を基本とし、健康づくりや就労・生涯学習など社会的活動への参加等により、健康でアクティブな生活を目指す。

## 3. 地域住民（多世代）との協働

- ・地域社会に溶け込み、入居者間の交流のみならず、地域の若者等多世代との協働ができる環境を実現。大学等との連携も。

## 4. 「継続的なケア」の確保

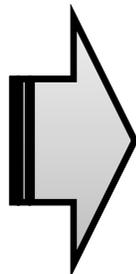
- ・医療介護が必要となった時に、人生の最終段階まで尊厳ある生活が送れる「継続的なケア」の体制を確保。

## 5. 地域包括ケアシステムとの連携

- ・受入れ自治体において、地域包括ケアシステムとの連携の観点から、入居者と地元住民へのサービスが一体的に提供される環境を整備（既存福祉拠点の活用、コーディネーター兼任等）することが望まれる。空き家など地域のソフト・ハード資源を積極的に活用することも。

従来の高齢者施設等		「生涯活躍のまち」構想
主として要介護状態になってから選択	居住の契機	健康時から選択
高齢者はサービスの受け手	高齢者の生活	仕事・社会活動・生涯学習などに積極的に参加（支え手としての役割）
住宅内で完結し、地域との交流が少ない	地域との関係	地域に溶け込んで、多世代と協働

有識者会議において「最終報告」とりまとめ（平成27年12月11日）



- ◎ 「生涯活躍のまち」の制度化を盛り込んだ「地域再生法の一部を改正する法律案」を閣議決定（平成28年2月5日）
- ◎ 関係府省からなる支援チームの立ち上げ（平成28年3月11日）
- ◎ 「地方創生加速化交付金」「地方創生推進交付金（新型交付金）」を通じた先駆的な取組の支援

# 生涯活躍のまち形成支援チームについて

○「生涯活躍のまち」構想を推進する意向のある地方自治体の取組を通じて、地域における課題やニーズを把握・検討し、必要に応じて政策支援等に反映していくことで、「生涯活躍のまち」構想に関する事業の具体化に向けた取組の普及・横展開を図るため、内閣官房に「生涯活躍のまち形成支援チーム」を設置する。

